

鳥取県中小企業等海外展開支援事業費補助金 (海外出願支援事業) のご案内

◆ 補助率・補助限度額

外国出願の補助対象経費の 1 / 2 以内で、1 出願あたり特許出願 1 5 0 万円、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願 6 0 万円、抜け駆け対策商標 3 0 万円を限度とします。

1 企業（1 グループ）当たり、各出願案件の上限額の範囲内において 3 0 0 万円を上限とします。
(上記金額の範囲内で複数出願への補助可能)

※上記金額は消費税及び地方消費税を除きます。

※補助金額は、審査結果等により、申請額を減額して交付決定することがあります。

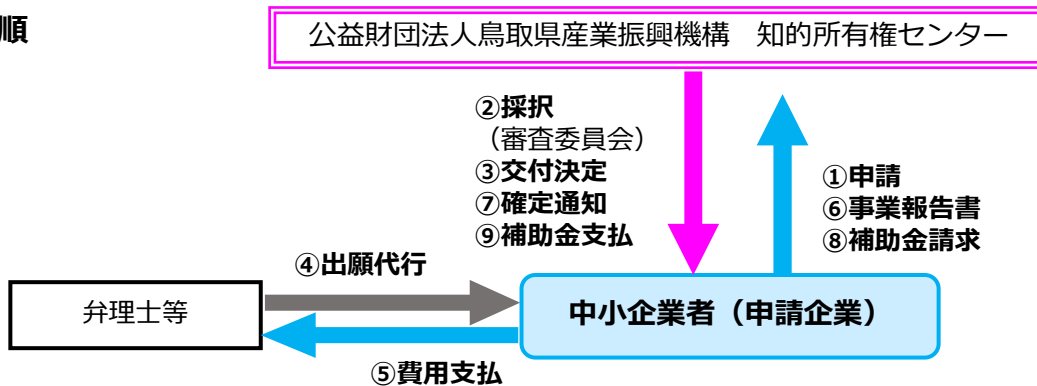
なお、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定します。

※他の事業者と共同で外国特許庁へ出願する場合、自社の持分比率に応じた額。但し、中小企業者等が負担した額の範囲内を補助対象経費とします。

※当該補助対象経費について、他の団体から補助を受ける場合は対象になりません。

※米国など、国によっては、スモールエンティティ、マイクロエンティティの要件に該当する中小企業者等向けの料金減免制度が設けられているので、ご活用ください。詳細は国内代理人等へご相談ください。

◆ 手順



*外国出願計画がある場合
必ず出願前にご相談ください

◆ 申請方法

申請用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、持参または郵送にて申請してください。

◆ 申請期間

令和 8 年 7 月 22 日 (水) から 令和 8 年 8 月 28 日 (金) 17 時必着

◆ 対象企業要件 (すべてに該当)

1. 鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者等（みなし大企業を除く）。県内で事業をしていれば、個人事業主や協同組合も対象。（個人事業主：事業主であることを証明する証書必要（事業所得申告書写しor事業開始届写し））。組合の集合体である連合会は助成対象外。なお、地域団体商標の場合は、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象。
2. 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等。
3. 外国特許庁への出願と、外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
4. 鳥取県産業振興機構への提出書類について代理人等の協力を得られる中小企業者等、又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。
5. 国や鳥取県産業振興機構が行う補助事業実施後の 5 年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者等。

6. 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

注） 本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。

◆ 対象出願要件（すべてに該当）

1. 特許、実用新案、意匠、商標（抜け駆け対策商標も含む）の外国出願が対象になります。
2. **申請書提出時点において日本国特許庁に既に出願済みであって、次のいずれかに該当する方法により、令和8年12月末までに外国特許庁への出願が完了する見込みであること。**
 - ①パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行なう方法（但し、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しません。）
 - ②特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
 - ③ハーグ協定に基づき外国特許庁への出願を行う方法（意匠）
 - ④マドリッド協定議定書に基づき外国特許庁への出願を行う方法

※対象案件および案件種別ごとの詳しい出願方法については、「補足資料」を確認ください。

◆ 補助対象となる経費（外国特許庁への出願時に要した経費）

外国出願に係る次の経費が対象になります。但し、交付決定後に行なった手続きで、且つ、証拠書類によって金額等が確認されるものに限り、（交付決定前に着手した費用は対象外）

1. 外国特許庁出願料
2. 現地代理人費用
3. 国内代理人費用
4. 外国特許庁に出願するための翻訳費用
5. その他（外国特許庁への出願に関連する通信費・振込手数料など）のうち経済産業局長等が必要と認める費用

*** 出願と同時に審査請求や補正を行なう場合は当該費用も対象**

◆ 補助対象とならない経費（日本国特許庁に支払う経費等）

1. 国内出願費用
2. PCT出願費用（国際出願費用、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明費用、予備審査手数料、日本国特許庁への日本国内移行手数料等）
3. 国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料及び登録料と同類となる手数料（キューバ、ガーナ以外の国への個別手数料）
4. 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁等に支払う費用（例：出願に不備等があった場合の補正費用等）
5. 国内出願・PCT出願の弁理士費用
6. 請求書、受領書等の提出書類の翻訳費用

7. 先行技術調査費用
8. 日本国内における消費税及び地方消費税
9. 外国における付加価値税（V A T）

◆ 審査・採択等

採択企業は、審査委員会で慎重且つ厳正な審査の上、決定します。審査結果は、文書により、申請者に通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問合せには一切応じることはできません。審査においては、当該特許等の優位性（新規性や進歩性等）、事業性（市場性や事業展開の実現性等）、資金力等を考慮して決定しますので、申請の該当項目欄に、アピールするポイントをできるだけ具体的に記載してください。

《主な選定基準》

- (1) 出願案件について、新規性、進歩性、創作性等の観点から優位性を有し、先行技術調査等の結果から見て外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
(申請時に先行技術調査結果若しくは先行・類似調査（商標の場合）の結果の提出が必要です。
P C T 出願活用の場合は、国際調査報告書を提出してください。)
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - ①補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等であって、その計画の内容が具体的且つ妥当で、実現可能性が高いと判断されること。
 - ②補助を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け商標出願対策の意思を有している中小企業者等であること。
- (3) 以前の本補助金の支援実績に関し、フォローアップ調査の提出等の確認ができること。
- (4) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (5) 加点措置
本補助事業では、地域未来牽引企業、賃上げ実施企業及びワーク・ライフ・バランス推進企業等に対して、審査上の加点措置を実施します。

①地域未来牽引企業

地域未来牽引企業として登録されている企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

②賃上げ実施企業

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額（又は一人あたりの平均受給額）が、2. 5 %以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、別紙1（「従業員への賃金引上げ計画の表明書」）の提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等代える提出も可能です。
- 賃上げが2. 5 パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は別紙1の「留意事項」を確認ください。

③ワーク・ライフ・バランス推進企業

以下①～④のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した申請企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・ブラチナくるみん認定企業）
- ④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

◆ その他留意事項

1. 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持分比率に応じて申請して下さい。添付書類として、持分割合の明記がある契約書等の写しを提出して下さい。
2. **実績報告書は、原則、出願費用の支払いの完了から30日以内又は令和9年1月31日のいずれか早い期日までに提出してください。**
3. 外国特許庁への出願に当たっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答して下さい。ただし、やむを得ない理由により中間応答せず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告して下さい。出願完了後、鳥取県産業振興機構の承認を受けず、自ら放棄又は取り下げ等を行うことはできません。
4. 事業完了の翌年度から5年間、当該事業に係る資料を保管して下さい。
5. 申請書などに含まれる個人情報、当該事業の選考、選考結果の通知及び諸連絡などに使用します。
ただし、補助決定後は、交付決定を受けた事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を公表いたします。
6. 申請者に審査委員会にて内容の説明を求めることがあります。
7. 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。
また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・活用される場合があります。
上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。
8. 補助金申請システム「jGrants（Jグランツ）」の併用について
 - ・「jGrants（Jグランツ）」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
 - ・機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。
 - ・使用には認証システム「GビズID」を取得する必要があります。GビズIDの取得には、2～3週間程度の審査期間が必要となりますので、公募開始前からのGビズIDの取得をお願いします。

◆ 問合せ／申請先

公益財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援部 知的所有権センター 担当：浦坂・西谷
 〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
 T E L : 0857-52-6722 F A X : 0857-52-6674
 E-Mail : surasaka@toriton.or.jp ynishitani@toriton.or.jp
 ※メール送信時には、必ず両名へのメール送信をお願いいたします。

◆ 補足資料

対象案件：

応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、年度内に優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）。

案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおりです。

<特許・実用新案>

- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- ・日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る。

<意匠>

- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

<商標、または抜け駆け対策商標>

- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、[別に定めた出願の範囲](#)に限る。

（「優先権主張を伴わない商標登録出願について」参照）

- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。